

気象警報発令時・荒天時等の対応について

神奈川県立吉田島高等学校長

I 登校時に気象警報が発令されていた場合の対応について

- 1 開成町に、「大雨(「土砂災害」を除く)、洪水、暴風、大雪、暴風雪」の各警報及び、特別警報のうち1つ以上発令(発令継続)されているときは、発令されている時間により、原則として、次表の①～⑥のように取り扱います。同時に、学校からのメールによってお知らせします。(まち comi への携帯電話の登録が必要です)

①午前6時現在、上記警報が発令中	8時まで自宅待機、気象警報の確認
②午前6時現在、上記すべての警報が解除	1校時から授業(8時30分からSHR)
③午前8時現在、上記警報が発令中	10時まで自宅待機、気象警報の確認
④午前8時現在、上記すべての警報が解除	3校時から授業(10時30分からSHR)
⑤午前10時現在、上記警報が発令中	自宅学習(休校)
⑥午前10時現在、上記すべての警報が解除	5校時から授業(13時05分からSHR)

※②、④、⑥の場合は安全に十分注意して登校してください。

気象警報は、市町村単位で発表されます。テレビ、テレビのデータ放送、インターネット等の気象情報でどの市町村に気象警報が発令されているか確認してください。
また、警報により自宅待機とするので、むやみに外出し、災害に遭うことの無いようにしてください。

- 2 開成町に上記警報が発令されていなくても、天候の関係で登校に不安がある場合、生徒は、各自(家庭)の判断で登校する時間を遅らせるなど、**安全を第一に考えて**対応してください。交通機関が不通の場合や登校に危険を感じる場合など登校が困難な場合は、自宅待機とします。翌日以降、担任は該当生徒の状況を把握し天候によると判断できる場合は、学校・授業ともに「出席」扱いにします。

ただし、上記1②のように開成町の気象警報が解除されていれば、通常通りの授業を行っています。また、上記1④、⑥のように開成町の気象警報の発令状況によって授業開始時刻が変更されている場合がありますので気象情報に注意してください。

II 登校後に気象警報が発令された場合(または荒天等)の対応について

警報が発令されたからといって、自動的に下校とはなりません。その時の気象の状況、交通機関の運行状況等により、生徒の下校についてその都度、学校で判断します。生徒の安全確保のため、全校、あるいは一部地域の生徒を、授業終了前に下校させることがあります。

また、生徒を下校させる方が危険と判断される時は、学校に留め置く場合もあります。

III 登校時に交通機関の運休や遅延がある場合

- 1 利用する交通機関が運休の場合、他の交通機関を使用するなど無理をして登校しないこと。運行が再開されてから、速やかに登校してください。授業は「出席」扱いにします。
- 2 利用する交通機関の遅延により登校が遅れる場合、授業は「出席」扱いにします。電車の場合は「遅延証明書」をもらって登校してください。

問合せ先 県立吉田島高等学校

0465-82-8332 (1年次)

0465-82-8330 (2年次・副校長・教頭)

0465-82-8331 (3年次)

登校時に気象警報が発令されていた場合の対応について（フローチャート）

神奈川県立吉田島高等学校長

開成町に、「大雨（「土砂災害」を除く）、洪水、暴風、大雪、暴風雪」の各警報及び、特別警報のうち1つ以上発令（発令継続）されているとき

